

○芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年3月30日

規則第11号

改正 平成28年3月23日規則第26号

平成28年10月26日規則第46号

令和元年12月3日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例(平成27年芝山町条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 条例第3条に規定する学童クラブの定員は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合は児童の定員を変更することができる。

(入所の申請)

第3条 条例第7条の許可を受けようとする児童の保護者等は、学童クラブ入所申請書(別記様式第1号)に勤務証明書等を添えて、町長に提出しなければならない。

(入所の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、学童クラブ入所基準表(別表第2)、学童クラブ入所基準調整表(別表第3)及び指数同位の場合の判定基準表(別表第4)により審査を行い、入所の要否を決定しなければならない。

2 町長は、前項の審査の結果を、芝山町学童クラブ入所可否決定通知書(様式第2号)により児童の保護者等に通知するものとする。

(退所の申請)

第5条 条例第7条の規定による入所の許可を受けた児童の保護者等が、年度途中に学童クラブを退所するときは、学童クラブ退所届(別記様式第3号)を町長

に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定により使用料の免除を受ける児童の保護者等は、学童クラブ使用料減免申請書(別記様式第4号)及び関係書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の審査の結果を、学童クラブ使用料減免決定(却下)通知書(様式第4号の2)により保護者等に通知するものとする。

(延長使用)

第7条 延長使用を希望する保護者等は、事前に学童クラブ延長使用希望届(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(一人帰り)

第8条 やむをえない事情により、児童が学童クラブから一人で帰るときは、事前に一人帰り申請書(様式第6号)を提出し、町長の承認を得なければならない。

(入所の期間)

第9条 入所の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(届出事項)

第10条 児童の保護者等は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 児童又は保護者等の住所に変更があったとき
- (2) 保護者等の勤務先又は勤務条件等に変更があったとき
- (3) 条例第4条各号の要件に該当しなくなったとき
- (4) その他町長が特に必要があると認めた事項

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例の施行前において行われる平成27年度の入所許可等の手続については、この規則に規定する手続の例による。

附 則(平成28年規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による改正後の芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則に係る入所の申請その他この規則を施行するために必要に行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和元年規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、令和2年4月1日以後の利用にかかる申請について適用し、同日前の利用にかかる申請については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

名称	定員
芝山小第一学童クラブ	30名
芝山小第二学童クラブ	60名

別表第2(第4条関係)

学童クラブ入所基準表

保護者の状況		指数
就労	正職員	10

	パート	6時間以上	8
		6時間未満	6
	自営業	居宅外	9
		居宅内	7
	農業		8
	内職		5
疾病	入院		10
	居宅内療養	常時 <sup>がしょう</sup> 臥床	10
		精神性又は感染症疾患	10
		その他	8
障害	身体障害者手帳	1級又は2級	9
		3級以下	7
	精神障害者保健福祉手帳	1級	9
		2級又は3級	7
	療育手帳	((A))又はA	9
		Bの1以下	7
看護・付添い	入院又は居宅外での看護又は付添い	9	
	居宅内での看護又は付添い	8	
出産		8	
求職		3	
その他		6～10	

※複数の保護者の指数が異なる場合は、低い方の指数を適用する。

※自営の居宅内外については、敷地内を居宅内、敷地外を居宅外とする。

### 別表第3(第4条関係)

#### 学童クラブ入所基準調整表

調整項目		指数
ひとり親家庭		+3
就労(日曜日を除く。)	週5日以上	0
	週4日	-1
	週3日以下	-3
児童の学年	1年生	+5
	2年生	+3
	3年生	+1
	4年生	-1
	5年生	-3
	6年生	-5
町外在住の児童		-2
申請時において、学童保育料を滞納している世帯である場合		-10
同居の親族	1人増えるごとに	-1
その他調整が認められる場合		-10~+10

別表第4(第4条関係)

指数同位の場合の判定基準表

判定順位	調整要件
1	使用料収納状況
2	ひとり親家庭
3	学年の低い児童
4	複数の保護者の指数を加算し、算出された指数の高い児童
5	その他

様式第1号（第3条関係）

### 芝山町学童クラブ入所申請書

年 月 日

芝山町長

様

保護者住所 芝山町

氏名



電話（自宅）

芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定により申込みます。

申込児童	氏名(ふりがな)	生年月日	性別	学年		
		年 月 日	男・女	新 年		
利用希望 期 間	通常利用 年 月 日～ 年 月 日 長期休暇のみ（春休み4月・夏休み・冬休み・春休み3月）					
延長利用 (該当箇所に○)	午前7時半～8時半（利用する・ときどき利用する・利用しない） 午後6時～7時（利用する・ときどき利用する・利用しない）					
希望理由						
児童の家庭状況（同居している家族全員）						
区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業	勤務先名又は学校
世 帯 員						
生活保護の適用 有・無（年 月 日開始）						
児童の 健康状態						
緊 急 連 絡 先	勤務先名	父	母			
	電話番号					
	携帯電話					
備 考						

※ 緊急連絡先は、両親がいる場合は2人共記載

様式第2号(第4条関係)

芝山町学童クラブ入所可否決定通知書

年 月 日

様

芝山町長

1. 決定

利用児童氏名		登録番号	
生年月日	年 月 日	性別	
就学小学校名		学年	年
学童クラブ名			
期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用料			
注意事項			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学童クラブでは、放課後児童支援員の指示に従うこと。</li><li>・ <u>保護者は、指定時刻までに児童を必ず引取りにくること。</u></li><li>・ 長期に休む場合（病気を含む）は、連絡すること。</li><li>・ 支援員等の指示が守れない場合、使用料の未納が続く場合は利用の取消しをすることもありますので、ご留意ください。</li></ul>			

2. 却下

理由	
----	--

(教示)

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消を求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、芝山町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第3号（第5条関係）

芝山町学童クラブ退所届

芝山町長 様

住 所 芝山町

氏 名



芝山町学童クラブを退所したいので芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例規則第5条の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

入所児童氏名		登録番号	
生 年 月 日	年 月 日生	性 別	
就学小学校名	小 学 校	学 年	
学童使用区分	通常利用 ・ 長期休み利用		
学童クラブ名	芝山小 （ 第一 ・ 第二 ） 学童クラブ		
辞 退 年 月 日	年 月 日		
辞 退 の 理 由			



様式第4号（第6条関係）

芝山町学童クラブ使用料減免申請書

年 月 日

芝山町長 様

保護者住所 芝山町

氏名

ⓐ

電話（自宅）

芝山町学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により使用料の減免を受けたいので申請します。

児童氏名	生年月日	性別	学童クラブ名			
	年 月 日	男・女	第一 芝山小 学童クラブ 第二			
申請理由	1. 生活保護世帯 ※1 2. 町民税非課税世帯 ※2 3. 同一世帯で2人以上利用					
利用期間		減免を受けたい金額				
年 月 日～	年 月 日	円				
年 月 日～	年 月 日	円				
年 月 日～	年 月 日	円				
年 月 日～	年 月 日	円				
児童の家庭状況（同居している家族全員）						
区分	氏名	続柄	生年月日	性別	職業	勤務先名又は学校名
世帯員						

※1 保護決定通知書の写しを添付

※2 非課税証明書を添付

※ここから下は記入しないで下さい。

減免開始月日	受領日
年 月 日 (～ 年 月 日)	

様式第4号の2（第6条関係）

学童クラブ使用料減免決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

芝山町長



年 月 日付けで申請のあった学童クラブの使用料の減免について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

ふりがな		生年月日	年 月 日		
児童名		年生	性別	男・女	
クラス名					
入所期間	年 月 日 から 年 月 日まで（ 日）				
減免使用料の額	免除 減額 円から 円に減額				
却下理由					

（教示）

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消を求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、芝山町を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第5号（第7条関係）

町長	副町長	課長	係長	供 覧	担当
専 決	専 決				

学童クラブ延長使用希望届

児童氏名			学年(学童)	第 学年(第一・第二)
期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
時 間 ※利用する 番号に○、 ( )内の利用 区分にチェ ックを付け て下さい。	1. 午前 時 分から 午前 8時30分まで		<input type="checkbox"/> 午前7時半～ 月額 1,000円 <input type="checkbox"/> 午前8時～ 月額 500円 <input type="checkbox"/> 短期(1日) 30分 50円 午前8時半～9時の料金は発生しません。	
	2. 午後 6時00分から 午後 時 分まで		<input type="checkbox"/> ～午後6時半 月額 500円 <input type="checkbox"/> ～午後7時 月額 1,000円 <input type="checkbox"/> 短期(1日) 30分 50円 最長開所時間は午後7時までとなります。	
延長理由(詳しく記入) _____ _____ _____				
迎えに来る保護者等(来る頻度が多い順で記入)				
1. 児童との関係( ) 氏名 _____ 連絡つく電話番号 _____	2. 児童との関係( ) 氏名 _____ 連絡つく電話番号 _____	3. 児童との関係( ) 氏名 _____ 連絡つく電話番号 _____		
勤務先名 _____ 勤務先住所 _____	勤務先名 _____ 勤務先住所 _____	勤務先名 _____ 勤務先住所 _____		
勤務時間 : ~ :	勤務時間 : ~ :	勤務時間 : ~ :		
所見 上記のとおり確認しました。 芝山小学童クラブ支援員 印				

上記のとおり芝山町学童クラブ設置及びに管理に関する条例規則第7条の規定により申請致します。

芝山町長 年 月 日 様  
保護者 住所 芝山町 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第6号（第8条関係）

## 一人帰り申請書

年 月 日

芝山町長 様

住所

保護者氏名 ㊟

下記の理由により時間内に迎えに行くことが困難なため、一人帰りを申請します。また、下記の利用条件に同意し、クラブ外での活動は、保護者がその責任の一切を負うことを約束します。

一人帰り申請理由

---

---

---

---

利用開始： 年 月 日～ 年 月 日

児童名 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 年生

学童クラブ名 芝山小（ 第一 ・ 第二 ）学童クラブ

### ※利用条件※

- ・ 一人帰りの際はスクールバスを使用すること。
- ・ バスの出発時刻には、児童の責任で間に合うよう行動すること。
- ・ もしバスに乗り遅れてしまった場合は速やかに学童クラブに戻り、保護者が時間内に迎えに来ること。
- ・ 利用開始する際は開始する月の前月末までに提出すること。
- ・ 災害時等緊急の場合は、これに限らずお迎えとすること。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第4号の2(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)